

自主防災組織結成・活動の手引き

富山市新桜町7番38号

富山市防災危機管理部防災課

目 次

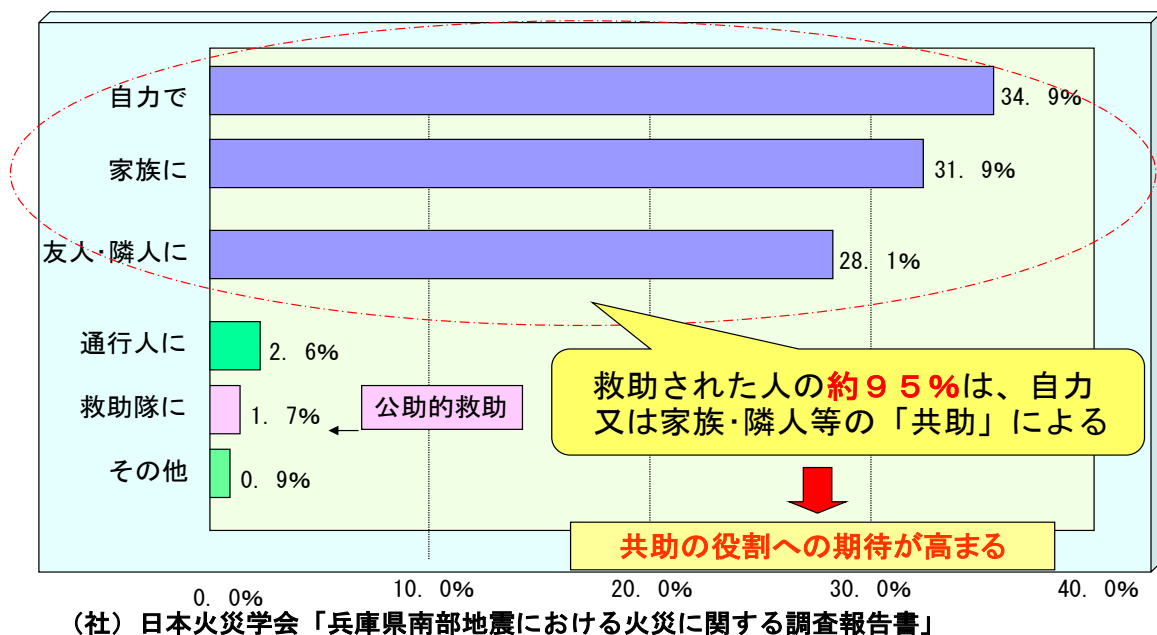
- 1 はじめに P 1
- 2 富山市内の主要活断層帯について P 3
- 3 自主防災組織結成について P 4
 - (1) 結成単位 P 4
 - (2) 提出書類 P 5
 - (3) 組織編成 P 1 3
 - (4) 隊長変更 P 1 4
- 4 自主防災組織の活動について P 1 6
 - (1) 各班の活動例 P 1 6
 - (2) 結成初期の活動 P 1 7
 - (3) 防災訓練の紹介 P 1 7
 - (4) 防災資機材の紹介 . . . P 1 8
- 5 富山市自主防災組織活動事業補助金について P 1 9
- 6 【防災士による防災講座】の実施について P 2 2

1 はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、救助された方の約95%は自力又は家族・隣人等により救助・救出されました。

一方、自衛隊や消防など公助的救助は1.7%しかありませんでした。これは大規模地震の際には市内全域で道路の寸断や家屋の倒壊等が発生することにより発災後すぐに現地へ職員が到達できない可能性があることを示しています。また阪神・淡路大震災では職員やその家族も被災し、すぐに現地へ向かうことができませんでした。

阪神淡路大震災時に救助された方の割合

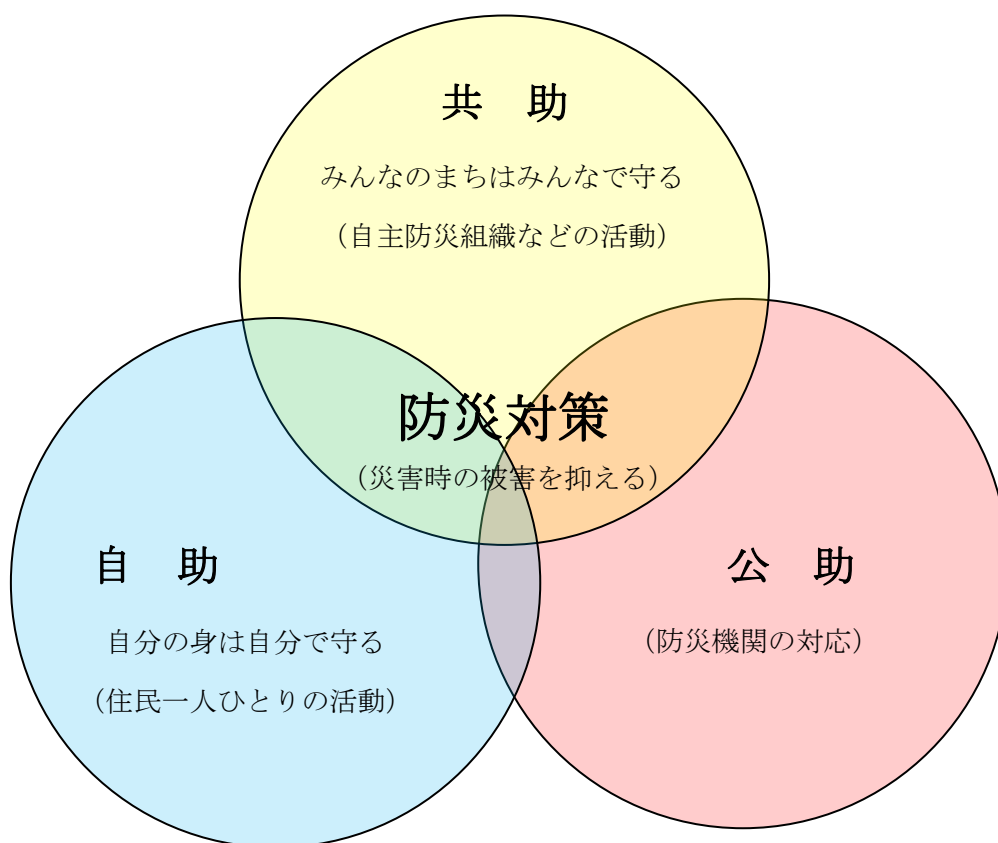


阪神・淡路大震災の経験から、地域住民による自助・共助こそが災害時に最大の効果を発揮したことがわかります。

災害時には「自助」「共助」「公助」が連携することにより被害の軽減を図ることができます。

「共助」の代表である「自主防災組織」を結成することにより、地域防災力を高めましょう。

支えあう関係づくりが地域の防災力を高める



2 富山市内の主要活断層帯について

活断層とは約 180 万年前から現在の間において繰り返し活動し、今後も活動する可能性のある断層です。

日本列島には周辺の海底も含めて約 2,000 の活断層が存在すると言われています。

そのなかでも大きな被害をもたらす可能性が高い地震については国（文部科学省地震調査研究推進本部）が長期評価を発表しています。

<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>

富山市の 3 つの主要活断層帯

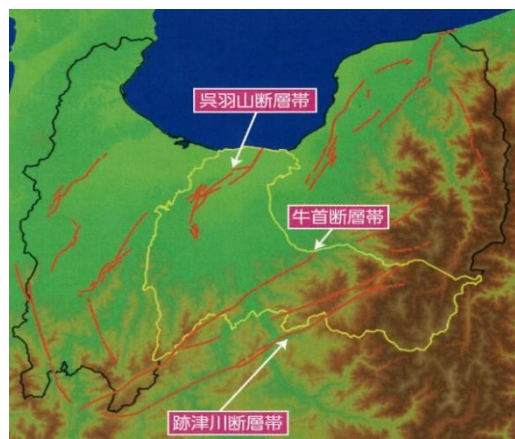
富山市内 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 5 年 1 月 1 日）					
断層帯名	地震規模	30 年以内の地震発生確率	相対的評価	平均活動間隔	最新活動時期
呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ 0%~5%	高い	3000 年~5000 年程度	約 3500 年前~7 世紀
牛首断層帯	M7.7	ほぼ 0%	—	約 5000 年~7100 年	11~12 世紀
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ 0%	—	約 2300 年~2700 年	1858 年飛越地震

1995 年（平成 7 年）に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）発生直前における 30 年以内の地震発生確率は 0.02%から 8%でした。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の 30 年確率（%）
1995 年兵庫県南部地震（M7.3）	六甲・淡路島断層帯 主部淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」（兵庫県）	0.02%~8%

文部科学省地震調査研究推進本部では、今後 30 年以内に地震が発生する確率が 3%以上の場合は相対的に地震の発生確率が「高いグループ」
0.1~3%未満は「やや高いグループ」
0.1%未満などは「表記なし」
の 3 グループに分類しています。

呉羽山断層帯は発生確率が「高いグループ」です。



3 自主防災組織結成について

(1) 結成単位

自主防災組織の結成単位は以下のように大きく2つに分けられます。

結成単位	小学校区	町内会
内容	小学校区を単位とし、主に連絡調整の役割を担う組織	町内会を単位とし、災害時には主に救出・救護や初期消火などで人命救助を行う組織 ※複数の町内会からなる連合町内会や、1つの町内会を複数に分割した組織を含む。

富山市では町内会を単位として結成する自主防災組織が大多数を占めます。理想は小学校区単位の組織が結成済であり、かつ全町内で自主防災組織が結成済の状態です。

役割（例）

結成単位	小学校区（校区連絡協議会）	町内会
平常時	・未結成地区の自主防災組織結成促進 ・他団体との連携、協力 ・小学校区を単位とした総合防災訓練 ・自主防災組織相互の連絡調整・充実強化	・初期消火訓練 ・避難場所・避難経路の検討、避難誘導訓練 ・救出救命訓練 ・防災知識の普及・啓発 ・防災資機材の整備
災害時	・小学校区内の被害状況等の把握・情報伝達 ・行政機関等との連絡調整 ・他校区・他機関への応援要請 ・避難所の運営	・自主防災組織内の被害状況等の把握・情報伝達 ・初期消火 ・避難誘導 ・救出救命 ・避難所の運営

（２）提出書類

自主防災組織を結成するためには以下の４つの書類を富山市防災課に提出してください。

- 【１】自主防災組織結成届
- 【２】規約
- 【３】役員名簿
- 【４】組織の区域図（住宅地図等で明示したもの）

- * 提出後、２週間ほどで自主防災組織結成届の受理についての案内文書を隊長へ郵送します。
- * 富山市自主防災組織活動事業補助金の申請は「自主防災組織結成届の受理についての案内文書」が届いてからとなります。

自主防災組織結成届

令和 年 月 日

(宛先) 富山市長

町内会長

(小学校区の連絡協議会の場合は自治振興会長)

このたび、当町内において次のとおり自主防災組織を結成しましたので届け出ます。

記

校 下 名		
町 内 会 名 (小学校区の連絡協議会の場合は自治振興会名)		
自主防災組織の名称		
結 成 年 月 日		
隊 長	フリガナ 氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	TEL : 携帯 :
隊 員 数	人	
構 成 世 帯 数	世帯	

添付書類

- 1 規 約
- 2 役員名簿
- 3 組織の区域図 (住宅地図で明示したもの)

〇〇自主防災組織規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災組織（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること
- （2）地震等に対する災害予防に関すること
- （3）地震等の発生時における初期消火、避難誘導、避難所運営、救出救命、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること
- （4）防災訓練の実施に関すること
- （5）防災資機材等の整備に関すること
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（班の配置）

第5条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

- （1）消火班
- （2）避難誘導班
- （3）救出救命班
- （4）情報班
- （5）給食・給水班

（会員）

第6条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

*注

第7条 本会に次の役員を置く。 ・副隊長、監事は若干名 また、副隊長、会計、班長は他の

- | | | |
|--------|------|----------------------------------|
| （1）隊 長 | 1 名 | <u>役員と兼務することができる。</u> |
| （2）副隊長 | 2 名* | <u>・会計、監事は町内会等役員と兼務することができる。</u> |
| （3）会 計 | 1 名* | <u>など町内の実情に合わせて選任ください。</u> |

(4) 班 長 5名*

(5) 監 事 2名*

2 役員は、隊員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 隊長は、本会を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における
応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を行う。

3 班長は、隊員を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

4 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全隊員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、隊長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事

(3) 事業計画に関する事

(4) 予算及び決算に関する事

(5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、隊長、副隊長、会計、班長、監事によって構成する。

2 役員会は、隊長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべき事

(2) 総会により委任された事

(3) 役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震等の発生時における応急対策に関する事
- (5) その他必要な事項

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第16条 監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、○年○月○日から実施する。

〇〇校区自主防災組織連絡協議会規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇校区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務所を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、各団体及び自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織未結成地区への結成促進に関する事
- (2) 〇〇校区総合防災訓練の実施に関する事
- (3) 他団体との連携・協定の締結に関する事
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整・充実強化に関する事
- (5) 避難所の運営に関する事
- (6) 応援要請に関する事
- (7) その他地域防災力向上に資する事項

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇校区にある全世帯、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。
- 5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第10条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、○年○月○日から実施する。

〇〇自主防災組織役員名簿（例）

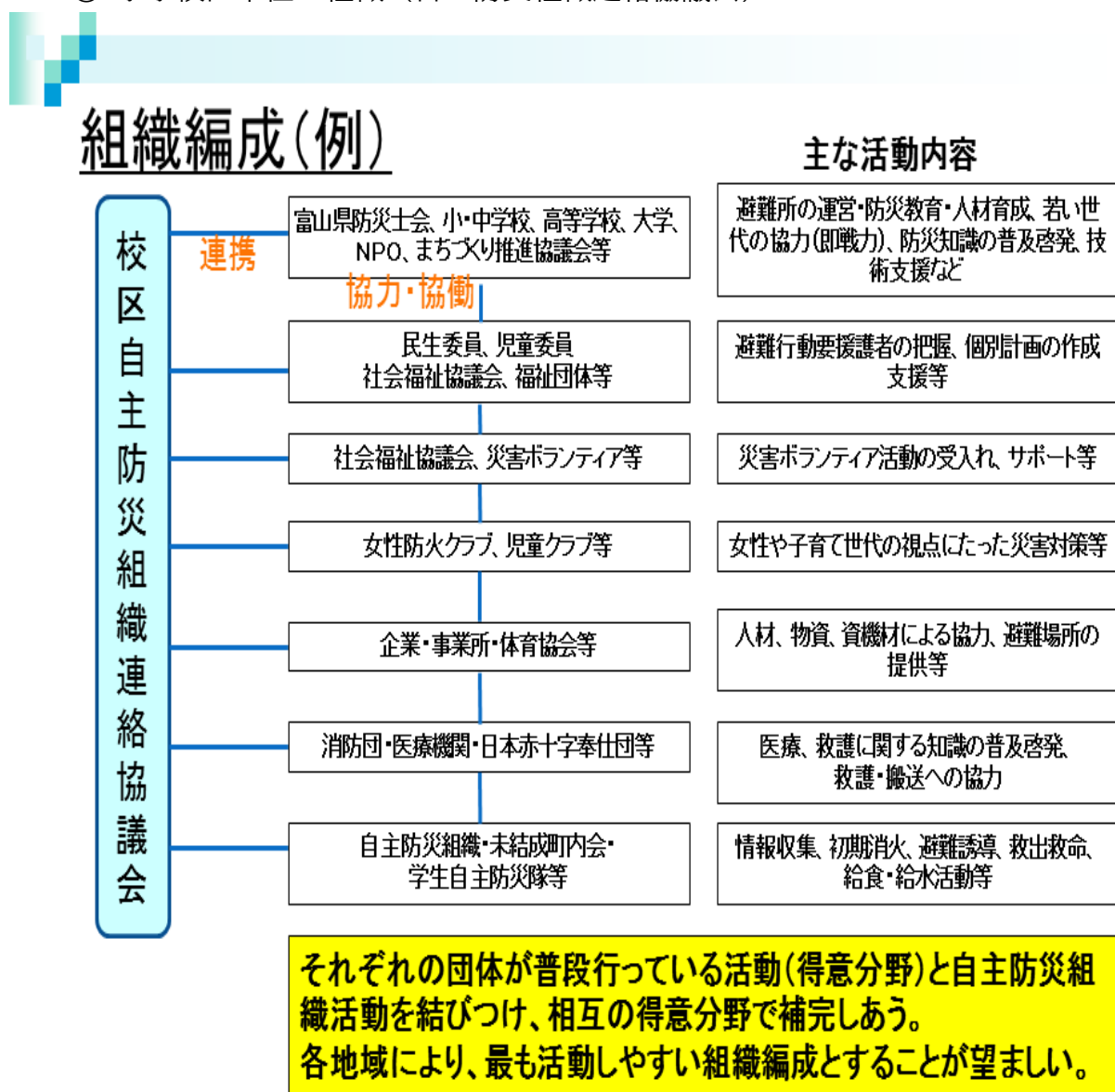
役 職	氏 名	住 所	電話番号
隊 長			
副 隊 長			
副 隊 長			
会 計			
消 火 班 長			
避難誘導班長			
救出救命班長			
情 報 班 長			
給食・給水班長			
監 事			
監 事			

※班の数や役員の人数に制限はありませんので、各組織内で運営のしやすい名簿を作成してください。

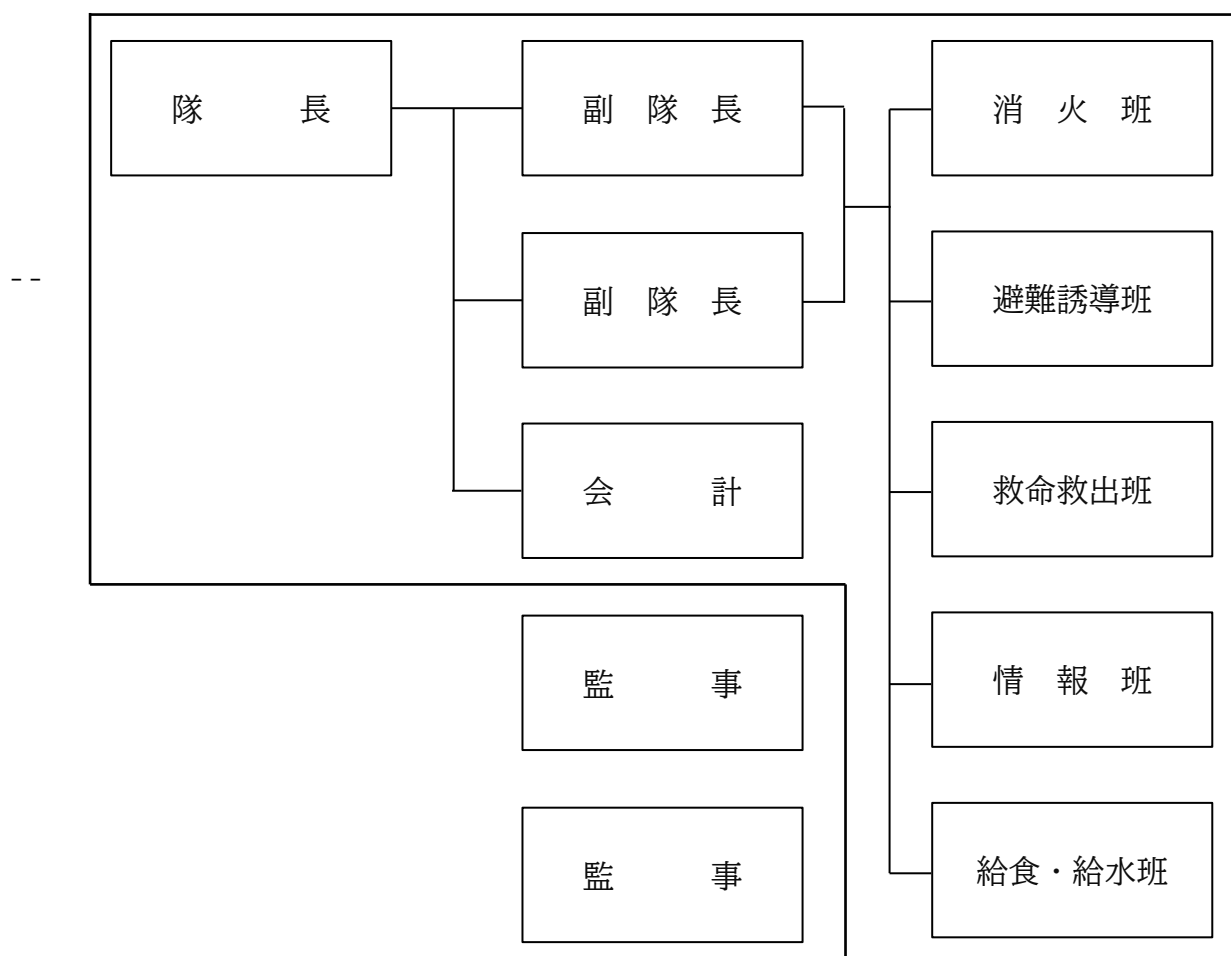
(3) 組織編成

自主防災組織の組織編成については、明確な決まりはないため、必ずしも結成時にすべての班を組織する必要はありません。結成後、活動が活性化するようにして以下のような組織編成を目指しましょう。

① 小学校区単位の組織（自主防災組織連絡協議会）



② 町内会（連合町内会）単位の組織



※班の数や役員の数に制限はありませんので、各組織内で運営のしやすい名簿を作成してください。

（４）隊長変更

隊長変更時には富山市からの連絡、資料等の送付のため、速やかに「自主防災組織隊長変更届」を提出してください。隊員の変更の際は手続き不要です。

提出先：富山市防災危機管理部防災課（FAX 可）

FAX：０７６－４４３－２０３９

令和 年 月 日

自主防災組織隊長変更届

(宛先) 富山市長

自主防災組織名
代 表 者 住 所 富山市
氏 名 旧隊長

令和 年 月 日付けで隊長が交替しましたので報告します。

記

新隊長	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 富山市
	連絡先電話	自宅： 携帯：
旧 隊 長	氏 名	
校 下 名		

4 自主防災組織の活動について

(1) 各班の活動例

班	日常の活動	非常時の活動
本部 (隊長、副隊長)	・ 年間防災計画の策定 ・ 市や消防等との連携確保 ・ 町民の防災意識の高揚活動	・ 隊員の招集 ・ 各班の活動の統制
消火班	・ 出火防止の啓発 ・ 火気器具、危険物の保管、プロパンガスボンベの転倒防止の呼び掛け ・ 消火用水の確保、可搬式小型動力ポンプや消火器等の点検 ・ 初期消火訓練の実施	・ 出火防止の呼び掛け ・ 初期消火活動の実施 ・ 消防機関に協力をする
避難誘導班	・ 一時集合場所や避難場所への経路の確認 ・ 危険箇所の確認 ・ 避難誘導訓練の実施	・ 避難情報の伝達 ・ 避難誘導を行うとともに避難場所での秩序の維持
救出救命班	・ 町内のお年寄りや乳幼児等の把握 ・ 救急医薬品や資機材を備える ・ 救出救護訓練の実施（応急手当法などの習得）	・ 負傷者等の把握 ・ 救出活動を行い、救急処置を行う ・ 負傷者を救護所等に搬送
情報班	・ 地震等の正しい知識の普及 ・ 研修会などの開催 ・ 町民の防災意識の高揚活動 ・ 情報収集、伝達訓練の実施	・ 地区センターへの連絡 ・ 公的機関から発表される災害情報を町民に広報 ・ 町内の被害状況などを把握し市や消防機関に緊急連絡
給食給水班	・ 食糧飲料水等の備蓄を呼び掛ける ・ 必要な資機材の確保と点検 ・ 炊き出し訓練、給水訓練の実施	・ 必要に応じ炊き出しを行う ・ 食糧など緊急物資の調達、配分

(2) 結成初期の活動

自主防災組織結成の初期には防災知識の普及、啓発に努めることが重要です。

①富山市が発行するハザードマップを活用し、自分たちの町について知ることからはじめましょう。

- ・富山市洪水ハザードマップ
- ・富山市地震防災マップ
- ・富山市津波ハザードマップ
- ・富山市土砂災害ハザードマップ

②外部から講師を招き学習することも効果的です。

- ・富山県防災士会による防災講座（申込みは富山市防災課）
- ・富山市出前講座（申込みは各消防署）

(3) 防災訓練の紹介

活動にあたっては、隊員の中から責任者を定め、安全管理の徹底を図りましょう。

①初期消火訓練

火災の拡大を未然に防ぐため、可搬式動力ポンプや消火器、バケツなどを使用した消火訓練を行いましょう。なお、初期消火活動は消防隊が到着するまでとし、室内の場合は天井に炎が到達する前に避難してください。



②避難誘導訓練

地震や火災等の災害の種類や発生時間、そのときの風向きなどを考慮して、住民（特に、高齢者や乳幼児、病人などには支援が必要）を安全な場所に誘導する訓練です。



③図上訓練

机上に地図を広げて災害をシュミレーションする訓練です。地域の危険箇所の把握、避難場所の検討などに生かします。図上訓練を実施し、自主防災組織独自で防災マップを作成しましょう。



④救出救命訓練

倒壊物やガレキ等の下敷きになった人の救出方法や応急手当の方法を習得する訓練です。繰り返し訓練し体に覚えさせましょう。



⑤水害対策訓練

土のうの作り方や水門の操作、排水ポンプの使用方法を習得する訓練です。水害は地震などに比べある程度予測ができるため、早めの対策が重要です。



(4) 防災資機材の紹介

過去に購入された資機材

- | | | | |
|----------|----------|--------|-----------|
| ・ヘッドランプ | ・トランシーバー | ・防災倉庫 | ・災害用救急セット |
| ・誘導灯 | ・懐中電灯 | ・防災ベスト | ・ホワイトボード |
| ・発電機 | ・コードリール | ・リヤカー | ・テント |
| ・LED 投光器 | など | | |



5 富山市自主防災組織活動事業補助金について

防災訓練の実施や、防災資機材の整備に対する補助制度があります。

自主防災組織結成届等の結成時に提出する書類を市へ提出され、富山市に受理された組織が対象となります。

補助金内訳表

区分		内容
資機材整備 ・ 一般 ・ 洪水浸水対策 ・ 津波対策	補助率	対象経費の75%以内
	限度額	60万円
	回数	2回目以降は、交付完了から2か年度経過かつ下記の条件あり 2回目：地区防災計画の策定等 3回目：住民参加型の実動訓練
防災訓練	補助額	1回につき上限1万円
	回数	1組織年度4回まで

【洪水浸水対策資機材】

- ・ 水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の河川浸水が想定される区域）に一部または全部の区域が含まれている自主防災組織が対象となります。

【津波対策資機材】

- ・ 対象は富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に、その一部又は全部の区域が含まれている自主防災組織が対象となります。

【防災訓練の補助対象になる訓練】

- ・ 初期消火訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 図上訓練
- ・ 避難所開設訓練 ・ 救出救命訓練 ・ 水害対策訓練
- ・ 防災士による防災講座（※１） ・ 消防局出前講座
- ・ その他市長が必要と認めるもの（※２）

（※１）防災士による防災講座を実施する場合については指導する講師が防災士資格を有することを確認できた場合に限り当補助金の対象となります。

（※２）炊き出し訓練および消防局出前講座以外の出前講座を実施する場合については、補助対象となる訓練と同時に行った場合のみ当補助金の対象となります。

＊同一日時、同一場所で開催する防災訓練については、町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織は交付対象外です。

また、小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、当該組織区域内の自主防災組織は交付対象外です。

＊いずれも補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

＊予算の範囲内での補助金交付となりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

自主防災組織に関する補助金

令和7年4月
富山市防災課

補助金名	補助対象事業	補助対象組織	補助対象経費	補助率	限度額	補助可能回数
1	富山市自主防災組織活動事業補助金交付要領					
	(1) 防災資機材の整備等	(下記のとおり)	防災資機材の整備及び修繕	対象経費の 3/4	60万円 (連続した5ヶ 年の計)	2回目以降は、交付完了から2か年度の経過が必要 2回目:地区防災計画の策定等 3回目:住民参加型の実動訓練
	一般資機材	全ての自主防災組織	資機材の例: 消火器、リアカー、担架、救急箱、毛布、ヘルメット等			
	洪水浸水対策資機材	水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域に含まれている自主防災組織	資機材の例: 排水ポンプ、ホース、止水板、土のう等			
	津波対策資機材	富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に含まれている自主防災組織	資機材の例: メガホン、警笛、ライフジャケット、ゴムボート等			
	(2) 防災訓練	全ての自主防災組織	例: 消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、防災講座等	対象経費の 10/10	1万円/回	各年度4回まで
2	富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付要綱					
	避難所運営体制充実強化事業	・自治振興会単位で組織された自主防災組織 ※当該地区の地区防災計画が策定されていること ※地区防災計画の策定に際しては、防災研修・啓発業務委託(市発注、富山県防災士会受注)により、地元への支援を行っている。	避難所運営用資機材の整備及び修繕 資機材の例:発電機、投光器等	対象経費の 10/10	50万円 (連続した3ヶ 年の計)	1回のみ
			避難所運営訓練に係る経費 例:訓練備品、事務用品等			

防災士による防災講座について



1. 概要

富山市では、自主防災組織や町内会等の防災力向上を図るため、防災に関する専門知識をもった防災士(富山県防災士会)の派遣事業を行っています。

・講座内容は、下記から1講座を選択してください(1講座90分程度)。

・当日の詳細については、申請者と防災士会で調整してください。

(実施日の2週間前までに防災士会より連絡がない場合は、防災課へお問い合わせください)

<講座内容>

<u>① 身近でできる防災対策</u> (1)家具等の転倒防止対策 (2)家屋の耐震診断・耐震改修 (3)備蓄品・非常持出品の準備 など	<u>② 避難方法と対策</u> (1)要援護者の避難方法・対策 (2)マイ・タイムラインの作成 など
<u>③ 自主防災組織活動のてびき</u> (1)組織の編成方法 (2)平常時と災害時の活動方法 (3)地区防災計画の策定 など	<u>④ 災害に備えて</u> (1)日頃の心構え (2)ハザードマップの見方 (3)我が家のリスク など
<u>⑤ ワークショップ</u> ※上記①～④と組み合わせて行うことができます。以下の内容については別途相談に応じます。 (1)(2)(4)(6)の内容は概ね2～3時間かかります。 (1)災害図上ゲーム(DIG) (4)防災マップづくり、防災まち歩き (2)避難所開設・運営ゲーム(HUG) (5)防災クイズ (3)クロスロードゲーム (6)マイ・タイムラインづくり (7)防災グッズづくり(新聞紙でスリッパづくり、食器づくり 段ボールで洋式トイレづくり その他)	



2. 防災講座に係る費用

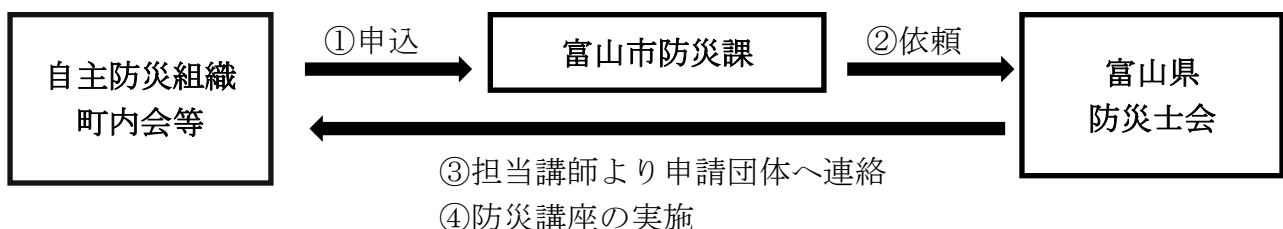
防災講座は無料ですが、講座に係るその他の経費(資料の印刷代など)は、申請団体において負担してください。

※この防災講座は、自主防災組織訓練補助金の対象となります。

3. 防災講座の申込みについて

・防災講座は、指導する講師の日程調整などが必要なため、**必ず事前(1か月前まで)**に防災課まで防災講座申込書(様式第1号)を提出してください。

<防災講座申込みの手順>



(様式第1号)

「防災講座」申込書

申込日 令和 年 月 日

自主防災組織名 (または町内会名)	
連 絡 者	氏 名 _____ 住 所 _____ 電 話 - - _____ FAX - - _____ E-mail _____ (E-mail は資料の事前送付のため使用します)
実 施 日 及 び 会 場 名	実施日 令和 年 月 日 () 時 間 時 分 から 時 分 まで 会場名 _____ 会場所在地 _____ 参加予定人数 人
講 座 名	番号 _____ 講座名 _____
実 施 の 方 法	☐ 防災講座を単独で実施 ☐ 他の会合 () と合わせて実施
備 考	

以下、富山市記入事項

受付日 令和 年 月 日

受付者 防災危機管理部 防災課 氏名

富山県防災士会へ講師派遣依頼日 令和 年 月 日

※申込書は、実施日の1か月前までに防災課へ提出してください。

講師の都合により、申込書を提出されても派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(様式第1号)

「防災講座」申込書

申込日 令和●年●●月●●日

自主防災組織名 (または町内会名)	桜町自主防災組織
連絡者	氏名 防災 太郎 住所 富山市新桜町7番38号 電話 076-443-2181 FAX 076-443-2039 E-mail ○○○@△△.□□.×× (E-mailは資料の事前送付のため使用します)
実施日及び 会場名	実施日 令和○年○月○日(○曜日) 時間 10時00分 から 11時30分まで 会場名 ○○公民館 会場所在地 富山市○○町○番○○号 参加予定人数 30人
講座名	番号 ② 講座名 避難方法と対策
実施の方法	☐ 防災講座を単独で実施 ☒ 他の会合(町内会の総会)と合わせて実施
備考	

以下、富山市記入事項

受付日 令和 年 月 日

受付者 防災危機管理部 防災課 氏名

富山県防災士会へ講師派遣依頼日 令和 年 月 日

※申込書は、実施日の1か月前までに防災課へ提出してください。

講師の都合により、申込書を提出されても派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。